

福祉の各種手当をご存知ですか

障がいのある方へ

各種手当を受給するためには申請手続きが必要ですが、いずれかの手当を受給できると思われる方は、お気軽にお尋ねください。
※4月分からの手当額が変更になります。手当月額は変更後の額です。

特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、著しく重度の心身障がい等があり日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。
(所得による制限等があります。)

手当月額 26,260円

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の方で、重度の心身障がい等があり日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給されます。
(所得による制限等があります。)

手当月額 14,280円

特別児童扶養手当

精神、知的または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、または養育者に支給されます。
(所得による制限があります。また、対象児童が児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。)

手当月額 1級障がい 50,400円
2級障がい 33,570円

問い合わせ 福祉事務所 障がい福祉班 ☎0978-72-1111 (内線151)

聴覚障がい者の 運転できる車種が 拡大されます

4月1日から聴覚に障がいがある方(補聴器を使用しても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方)の運転できる車種が拡大されます。

自動車などの種類		現在	拡大後 (H24.4以降)
普通自動車	乗用車	○*	○*
	貨物車	×	○*
原動機付自転車		×	○
小型特殊自動車		×	○
大型自動二輪車		×	○
普通自動二輪車		×	○

※普通自動車を運転する時は、聴覚障がい者標識の表示とワイドミラーまたは補助ミラーの取り付けが必要です。

問い合わせ

大分県警察本部運転免許課

☎ 097-528-3000

FAX 097-520-7010

手話通訳者を 派遣しています

大分県聴覚障害者協会では、個人や団体の依頼に対して手話通訳者を派遣しています。

利用内容

個人依頼：聴覚障がい者個人からの病院や

官公庁、PTA等の手話通訳

団体依頼：大会や研修会などでの講師等の手話通訳

の手話通訳

利用できる方

①大分県内在住の聴覚障がい者

②講演会、研修会等を主催する各種団体

③聴覚障がい者と話し合う必要のある家族、雇用主、自治会等

費用の負担

依頼者の費用負担はありません。

(団体が主催する講演会など、場合により費用負担が必要になることがあります)

申し込み方法

所定の申請・依頼書に必要事項を記入し大分県聴覚障害者協会へFAXしてください。様式は福祉事務所、各総合支所にあります。大分県聴覚障害者協会のホームページでダウンロードもできます。

http://www.toyonokuni.jp/index.html

問い合わせ

☎ 097-5551-2152

FAX 097-5556-0556